

02

介護支援専門員専門(更新)研修 ガイドラインの基本的考え方

2

介護支援専門員専門(更新)研修ガイドラインの基本的考え方

1. 基本方針

(1)介護支援専門員の研修の目的

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携をして要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、その専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的とする。

(老発第 0615001 号：平成 18 年 6 月 15 日「介護支援専門員資質向上事業の実施について」より)

(2)介護支援専門員専門研修及び更新研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

(老発第 0615001 号：平成 18 年 6 月 15 日「介護支援専門員資質向上事業の実施について」別添 3 より)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

(老発第 0615001 号：平成 18 年 6 月 15 日「介護支援専門員資質向上事業の実施について」別添 5 より)

(3) 研修実施にあたっての目標及び計画

①目標

受講する介護支援専門員の目標を次のように定め、目標の達成に向けた研修実施のためのガイドラインを示すことで、質の確保と平準化、及び介護支援専門員の資質向上を図る。

目標を達成するために、介護支援専門員は、多岐にわたる専門職との連携や必要な知識・技術・態度を総合的に高め、コーディネーターとしての実務的な能力を備えるとともに、専門性の維持、向上を継続的に行うことが重要である。

専門研修課程Ⅰ

対象：就業後 6か月以上の者

【自覚】

- ・ 介護支援専門員として、社会的責任と期待に意識を持って活動していることが望ましい。

【目標】

- ・ 利用者の状況・環境等に応じて、多職種連携を基本とした適切なケアマネジメントを行うことができる。
- ・ 予防的な側面及び生活行為向上の観点を見据えながら、アセスメントができる力を身につける。
- ・ 環境の変化に応じた柔軟な知識・技術を持ち、利用者に対応する力を身につける。
- ・ チームアプローチの重要性を説明できる。

専門研修課程Ⅱ

対象：就業後 3年以上の者

【自覚】

- ・ チームアプローチの必要性を認識し、多職種連携のもと、ケアマネジメントを実践していることが望ましい。

【目標】

- ・ 利用者の状況に応じて適切にチームアプローチを機能させることができる。
- ・ 介護支援専門員の一連の業務を自己点検しながら自らの課題を認識し、その課題の克服に努めることができる。
- ・ 困難ケースにおいても、適切に対応することができる。
- ・ 他分野のケアマネジメントについて理解できる。

②計画の作成・実施

更新研修で実施する研修手法を表-1に示す。各課目の特性に合わせて適切に組み合わせて実施することが望ましい。

表-1 研修手法

名称	手法	活用
講義	<ul style="list-style-type: none"> 原理原則やルールを説明する手法。 方法や研修内容などについて、その内容・性質などを解説する手法。 受講者が主体的に学ぶ姿勢を持ち、学習する手法。 	<ul style="list-style-type: none"> 課目の目的に合わせて知識の解説と知識に基づいた活用方法の教授を行う。
演習	<ul style="list-style-type: none"> 実務を想定して行う訓練や体験の手法。 技能の習得に際し、慣れるまで繰り返し学習する手法。 ロールプレイとシミュレーションを適切に組み合わせて実践的に学習する手法。 	<ul style="list-style-type: none"> 講義で得た知識を実務に活用する。
実習	<ul style="list-style-type: none"> 実習を通じて得られる具体的、個人的な経験を、学んできた知識、技術、態度と結び付け、実務が展開できるようにする。 小集団で個人を学習対象としていることを考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者がその状況を総合的にとらえてどのような学習が可能かを判断しながら、意図的に関わること。
映像活用	<ul style="list-style-type: none"> DVDやeラーニングなどの映像教材を用いた手法で、主に知識情報を伝達する際に用いる。 	
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> 経験を基に気づきを得る事で、自己評価と今後の課題の整理を行う手法。 課目ごとに振り返りの時間を設ける事で学習を効果的にする。 	

③研修の組み立て

課目の特性に合わせ、講義、演習、実習を組み合わせて展開することが望ましい。

1) 事前準備

- ・実施要綱には、その課目の目的、内容が示されている。その要綱に沿ってガイドラインには具体的習得目標と評価方法が明示してある。ガイドラインに沿って研修を組み立てる。

2) 講義に使用する資料

- ・使用する教材やスライド、パワーポイント、レジュメ等は、講義をわかりやすくするものとして準備する。

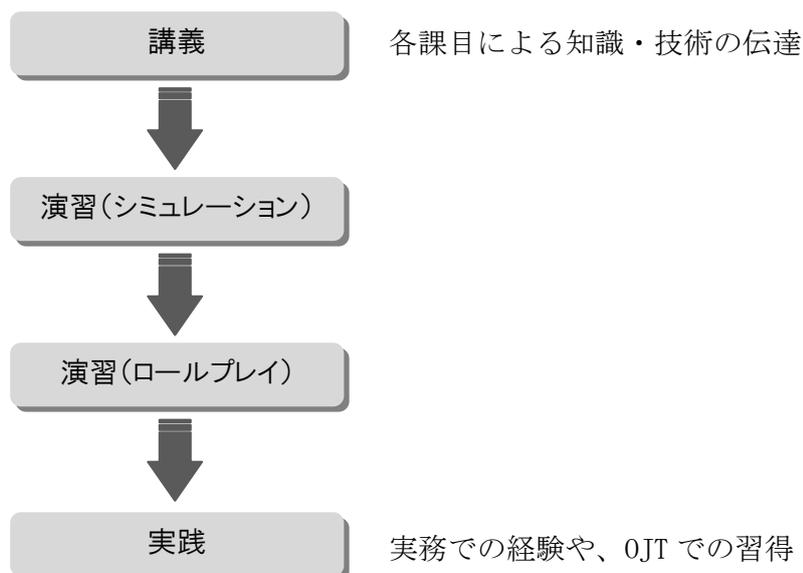
3) 講義の実施計画

事前に講義の進行シナリオ（組み立て）を構成する。

- ・事前のアンケートから受講者の知識の習得状況等について、受講者像を明らかにし、適切な講義を構成する。
- ・講義の時間は要綱に定められた時間とする。
- ・講義の中に適宜事例を盛り込み、わかりやすい内容とする。
- ・講義の終了時には振り返りの時間（グループワーク）を設ける。
- ・講義の中で理解が難しかった点について再度指導し、理解を定着させる。

4) 演習

技術の習得では、次の順に展開することが望ましい。



④研修における望ましい実施体制

(研修向上委員会の設置、構成員の例示、実施主体・実施機関との連携、講師調整)

- ・実施主体によっては、研修受講人数や体制等の違いにより研修規模・方法が異なってくるため、研修実施要綱に適した実施に向けての工夫が必要となる。
- ・ガイドラインを参考に実施できる方法を検討する。
- ・研修規模は内容に適した方法を検討する。

国(厚生労働省)

- ・国において研修向上委員会を設置し、研修の検証、見直しを図る。
- ・都道府県・指定事業者との連携：都道府県よりフィードバックされた事業評価を基に、研修における課題点を整理し、改善に向けた検討を行う。

想定される
構成委員

学識者、行政担当者、職能団体、都道府県担当者
介護支援専門員、実施事業者、学会 等

都道府県

- ・研修向上委員会(都道府県)を設置し、当該実施研修の検証、見直しを図る。
- ・研修のアウトカム評価を行い、国へその結果及びガイドラインの修正案等を報告する。
- ・研修向上委員会(国)との連携を図る。

想定される
構成委員

学識者、介護支援専門員、職能団体の指導者、都道府県担当者、
実施機関、地域包括支援センター 等

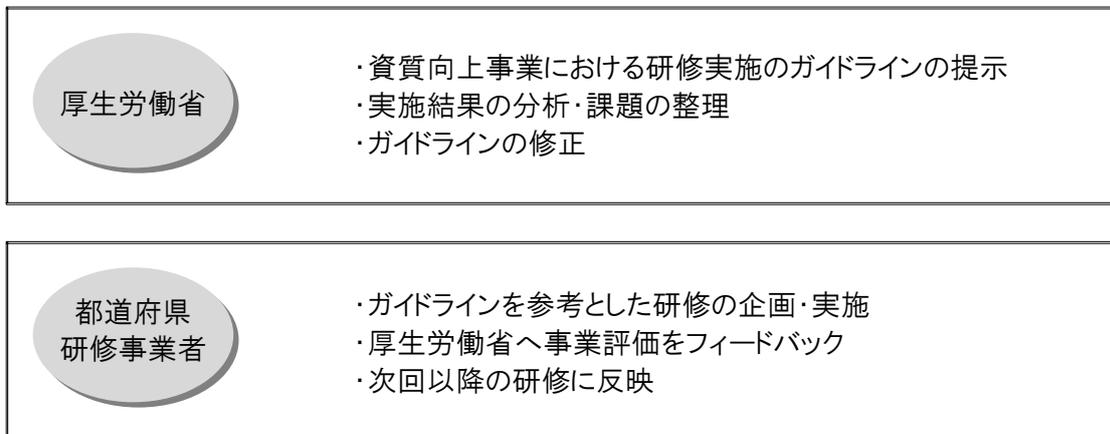
2. 研修実施体制の構築

(1)PDCA サイクルの構築

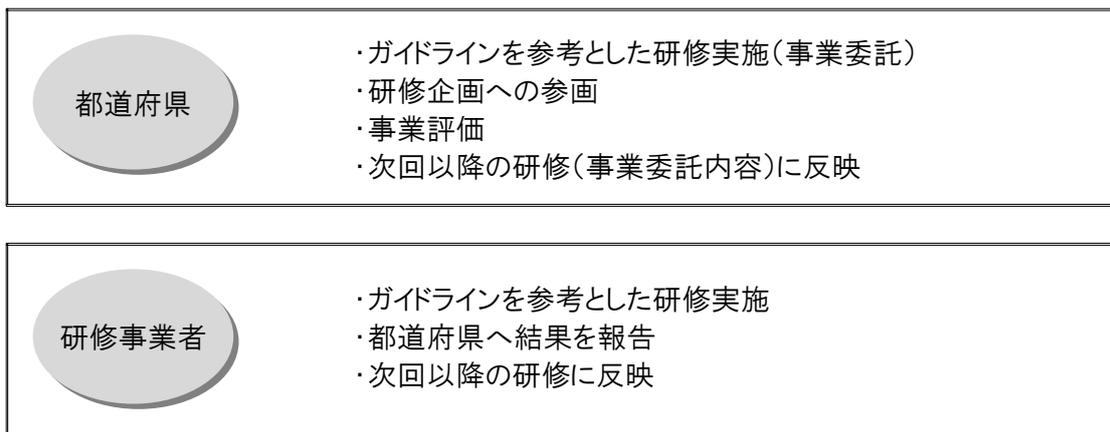
研修の企画・立案、実施、評価、その後の研修への反映といった研修実施のサイクルを都道府県において効果的に実行していくための研修実施のPDCAサイクルを構築することにより、研修内容の見直しを実施し、介護支援専門員の更なる資質向上を図ることを目的とする。

①研修改善事業におけるPDCAサイクルの対象

1)厚生労働省と都道府県の役割

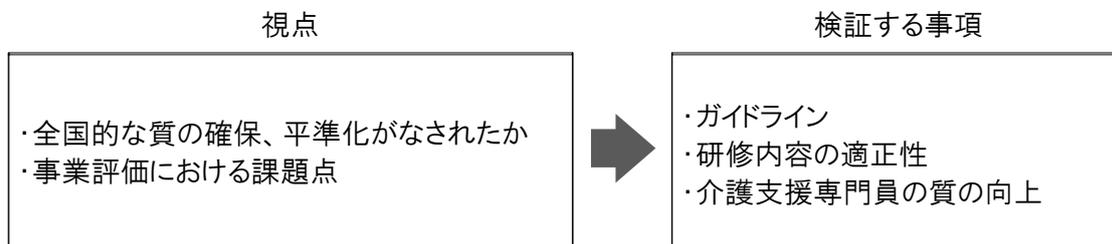


2)都道府県と研修事業者の役割（介護支援専門員資質向上事業）



②PDCA サイクルで検証する事項

1)厚生労働省と都道府県



2)都道府県と研修事業者（介護支援専門員資質向上事業）



(2)2つのPDCA サイクル

現在、介護支援専門員の資質向上に伴う取り組みは、実施主体である都道府県のおかれている現状によるところが大きい。研修内容の見直しを図り、介護支援専門員の更なる資質向上を図るためには、幅広い視点から研修内容の見直しを行い、研修の質の平準化を図ることが必要であり、そのためには、「都道府県」と「研修実施事業者」、「厚生労働省」と「都道府県等」における各々の研修向上の体制が、両輪で行われることが重要である。具体的には、各都道府県からの事業評価を国において検討し、随時ガイドラインの修正を図りながら、介護支援専門員に係る研修の効果的な実施に向けて、実施主体である都道府県との連携を図ることが望ましい。

なお、都道府県に設置する研修向上委員会とは、新たに設置するものではなく、これまで研修を実施する際に設けられていた各都道府県の会議及び委員会等を指すものである。

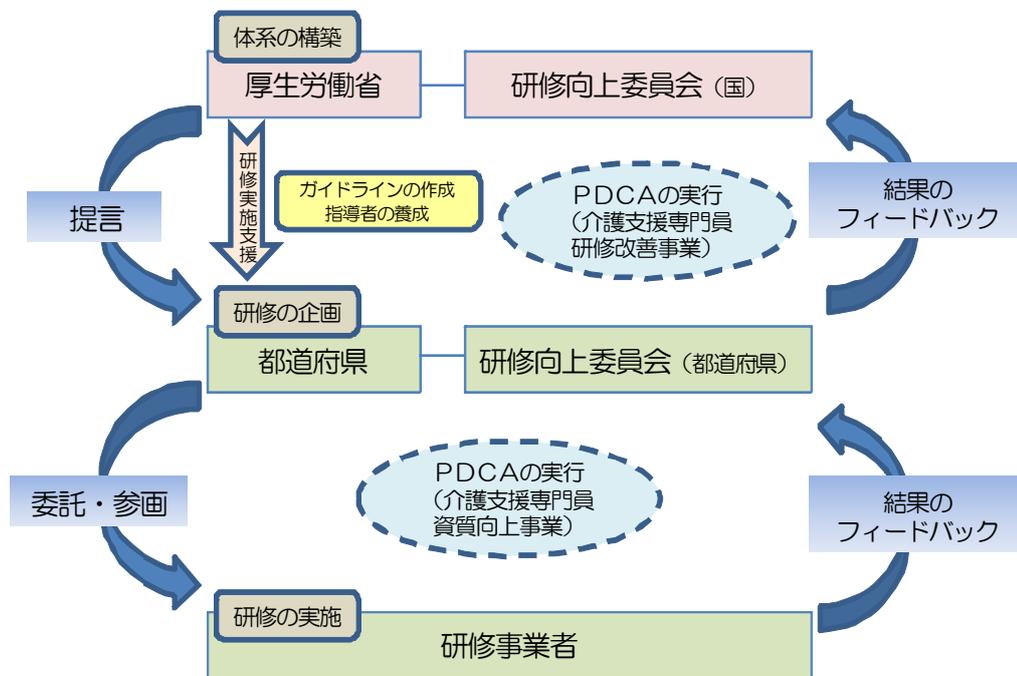


図-1 介護支援専門員関連研修のPDCAサイクルの確立と研修実施支援イメージ

都道府県における事業評価は、実施内容に関する評価と、研修終了後における受講した研修についての日々の業務への反映度を評価することが必要である。研修時に確認された自己の課題に「どのように取り組んでいるか」、また、その成果が「どのように表れているか」を一定期間後、事前アンケートをもとに自己評価及び管理者または主任介護支援専門員等による評価（研修記録シートとアンケート等）を研修実施機関にフィードバックし、研修実施機関は効果を検証した後、結果を都道府県へ報告する。

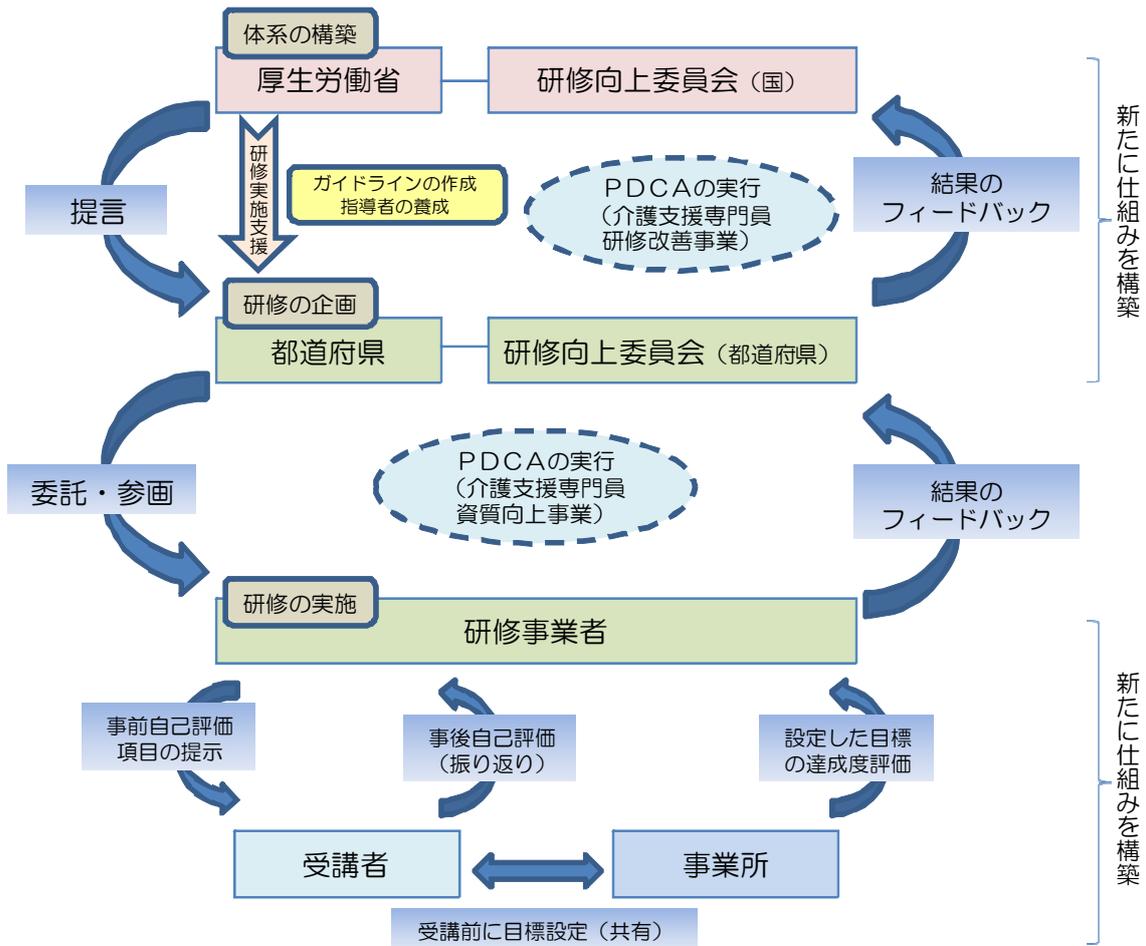


図-2 都道府県における2段階の研修評価

(3) 研修向上委員会の設置

① 国における研修向上委員会の役割

国における研修向上委員会

都道府県からの事業評価をもとに、研修における課題の整理を行うとともに、改善に向けた検討を行う。

- ・ 研修体系の内容の検討と提示
- ・ ガイドラインの作成
- ・ 各研修項目の目標設定と提示
- ・ 指導要領・指導技術・研修の修了評価方法の検討
- ・ 効率的・効果的な研修の実施方策の検討
- ・ 指導者に関する要件の検討
- ・ 介護支援専門員研修向上委員会の運営

想定される
構成委員

学識者、行政担当者、職能団体、都道府県担当者
介護支援専門員、実施事業者、学会 等

② 都道府県における研修向上委員会の役割

都道府県における研修向上委員会

1) 国との関係

ガイドラインを参考に研修企画・実施・評価に関する事務を担う。

- ・ 効率性・実効性の高い研修の実施に関する検討
- ・ 実施状況及び事業評価について国へフィードバック（教材・指導者・実施状況等）

2) 研修実施機関との関係

- ・ 研修内容の適正性について調整
- ・ 指導者（講師）評価

想定される
構成委員

学識者、介護支援専門員、職能団体の指導者、都道府県
担当者、実施機関、地域包括支援センター 等

3. ガイドラインの活用

(1) 介護支援専門員研修内容の平準化

実施主体である都道府県により、研修規模・方法等が異なることを踏まえ、ガイドラインを用いた質の平準化を図ることとしている。

ガイドラインの主な内容

- ・介護支援専門員専門研修実施要綱に従った内容
- ・介護支援専門員の成長度にあった研修の到達目標
- ・研修受講者の行動目標
- ・研修実施方法やその例示、および評価方法
- ・研修の効果測定

(2) 介護支援専門員研修の効果測定

これまでの研修の評価方法を見直し、有効性・適正性を計る新たな評価システムを構築する。

- ・受講者の理解度を知るための事前アンケートを実施する
- ・所属先の管理者等に対してアンケート(研修において習得してほしい内容等)を実施し、受講者の意識向上を図る
- ・受講後の研修課目ごとに研修内容の効果を検証する

MEMO